

第 6 編

危険物等 災害対策編

- 第 1 章 危険物等災害予防計画 P 2 9 5 ~
- 第 2 章 危険物等災害応急対策計画 P 3 0 0 ~

第1章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物等施設の安全性確保

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ）による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進し、今後とも法令遵守の徹底を図る。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

1 危険物施設の安全化（総務課）

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規則基準が示されており、町は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による防災意識の高揚を図る。

(1) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所への地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。なお、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保安確保の指導

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

【県】

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

【危険物施設の管理者】

(1) 消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努めるものとする。

(2) 危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるものとする。

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化（総務課）

町は、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者と連携して、次に掲げる安全対策の推進に努める。

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

ウ 事業所間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生したまたはそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業所間または液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

① 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

② 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

① 火薬類取扱保安責任者の講習を実施し、保安意識の高揚を図る。

② 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を町へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化（総務課）

町は、県が行う毒劇物取扱施設の安全化対策に協力する。

【県】

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

危険物施設等に災害が発生した場合に備えた情報の収集、関係機関等への連絡体制の整備については、風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

【危険物等施設管理者】

管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

第3節 活動体制の整備

危険物等による災害の発生に際しては、時間との戦いといえる対応を余儀なくされる。迅速かつ的確な対策を実施できるような事前の備えと柔軟な組織づくりが求められる。

1 活動体制の整備（総務課）

町は、危険物災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。具体的な参集体制については、風水害等対策編第2章第6節に準ずる。

2 危険物等災害用資機材の整備（総務課）

危険物等災害に備え、次の資機材の整備充実に努める。

- (1) 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- (2) ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

第4節 消火体制の整備

危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所がある地域については消防計画を作成し、消火体制の整備を図る。

1 出火防止体制の整備（総務課）

(1) 事業所等に対する指導

化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(2) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵または取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵しまたは取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

2 消防力の充実強化（総務課）

消防力の充実強化については、風水害等対策編第2章第7節によるほか、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

3 消防水利の確保（総務課）

消防水利の確保については、風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第5節 医療救護体制の整備

危険物等災害発生に備えた医療救護体制の整備については、風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第6節 緊急輸送体制の整備

危険物等災害発生に備えた緊急輸送体制の整備については、風水害等対策編第2章第9節に準ずる。

第7節 避難収容体制の普及

危険物等災害発生に備えた避難収容体制の整備については、風水害等対策編第2章第10節に準ずる。

第8節 防災訓練の実施

町及び各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施する。

1 訓練の方法（総務課）

町及び各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独または共同して実施する。

2 訓練の種別（総務課）

訓練は、実施及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次の訓練を実施する。

- (1) 緊急通信訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 資機材調達輸送訓練
- (4) 火災防御訓練（危険物、高圧ガス等）
- (5) 総合訓練
- (6) その他の訓練

第9節 防災知識の普及

危険物等災害時における防災知識の普及については、風水害等対策編第2章第17節によるが、防災教育としての種別は以下のとおり。

【県、町、危険物等施設の管理者】

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

- (1) 消防法関係
 - ・ 危険物取扱者保安講習、防火管理者講習
- (2) 高圧ガス関係
 - ・ 関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。
- (3) 労働安全衛生関係
 - ・ 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育
 - ・ 職長等の教育
 - ・ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育
 - ・ 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

第2章 危険物等災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集（総務課）

- (1) 事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する既括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。
ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は直接消防庁へ報告する。
報告に当たっては「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。
- (2) 必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

【県】

- (1) 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するものとする。
県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。
- (2) 県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

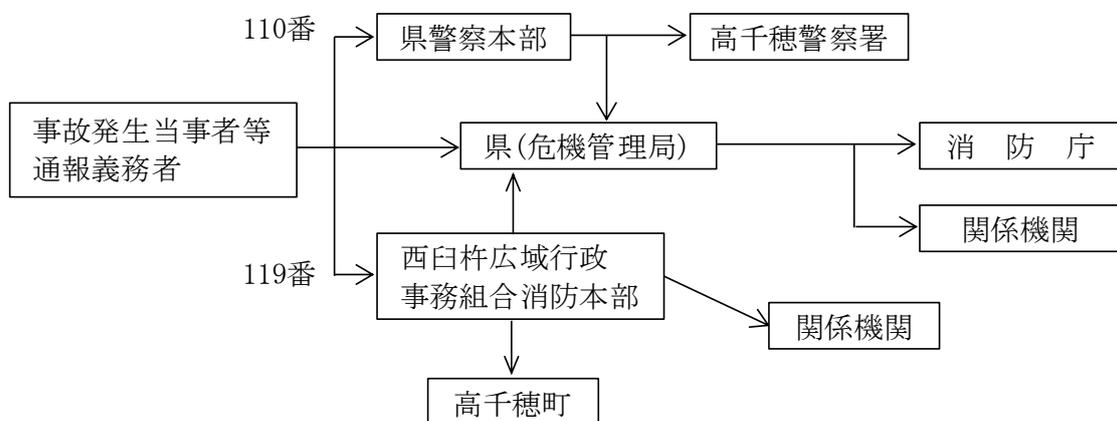
【危険物等施設管理者】

自己の管理する施設での事故災害等発生の際の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

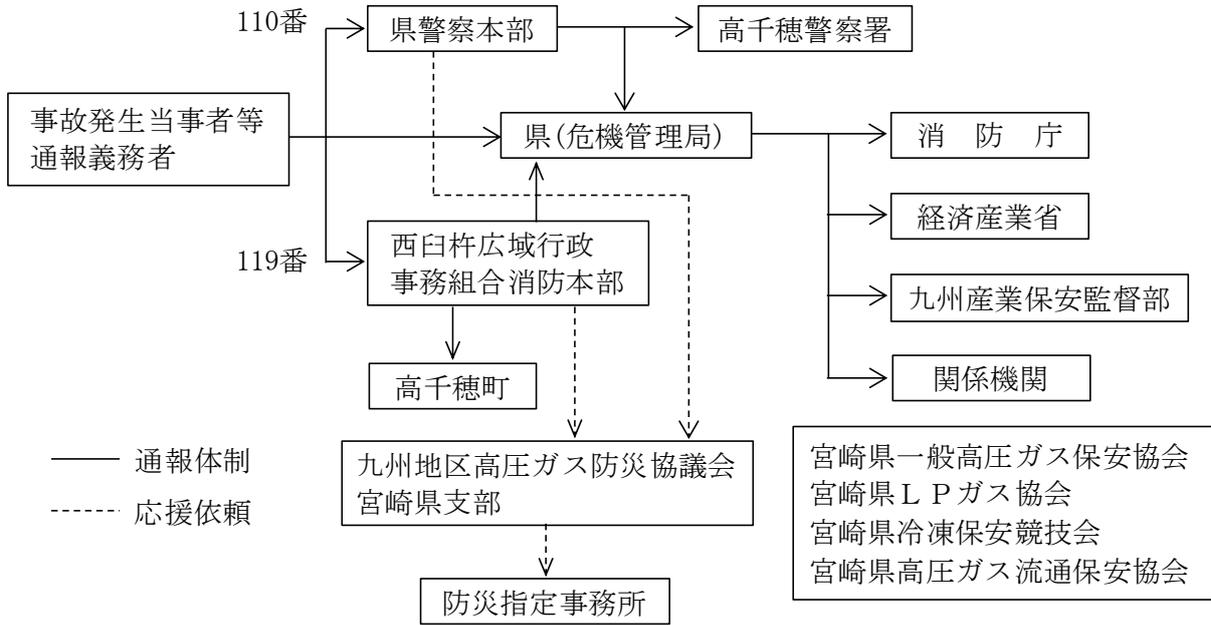
2 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は、次のとおりとする。

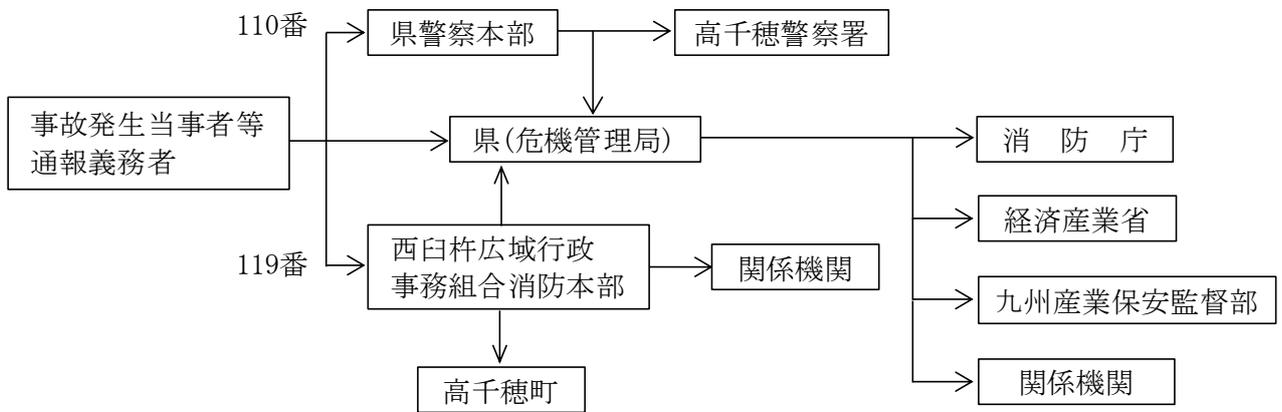
(1) 危険物施設



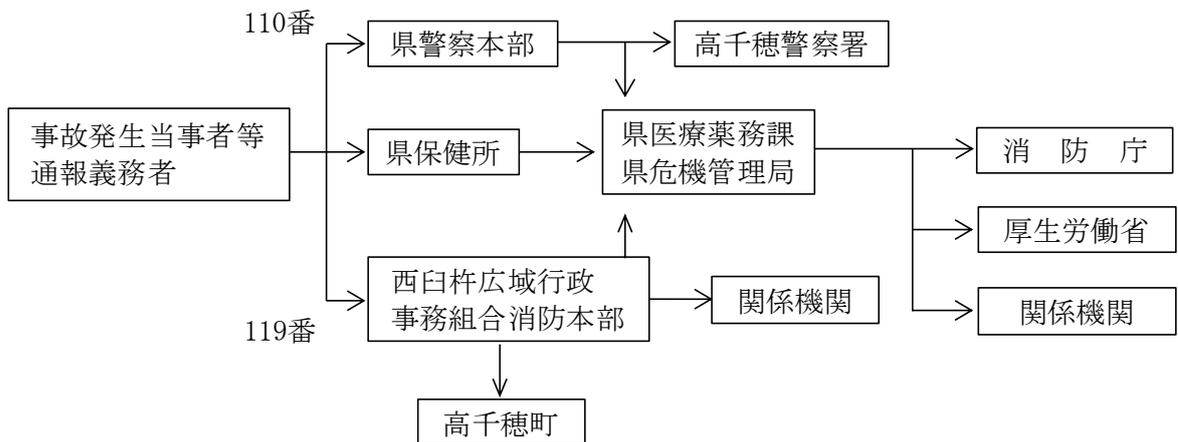
(2) 高圧ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの。

ア 危険物施設の事故

イ 無許可施設の事故

ウ 危険物運搬中の事故

(例示)

- ① 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者を生じたもの
- ② 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ③ 周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ④ 大規模タンクの火災、爆発または漏えい事故
- ⑤ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

第2節 活動体制の確立

町の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害の拡大防止・応急対策を実施する機関として、必要に応じ災害対策本部を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

活動体制の確立基準については、風水害等対策編第3章第2節に準ずる。

【県】

県内で危険物等災害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行うものとする。

【危険物等取扱事業所】

- (1) 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第3節 広域応援活動

危険物等災害発生時において被害の拡大を防ぐための広域応援活動の実施については、風水害等対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

災害により危険物施設等が被害を受け、または危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 災害拡大防止措置（総務課）

町及び消防機関は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため必要な措置をとる。

2 立入禁止区域の設定（総務課）

危険物等が漏洩、流出または飛散した場合には、警察及び消防機関と連携し直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

【危険物等取扱施設管理者】

高压ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達するものとする。
- (2) 警察、最寄りの防災関係機関に可能な手段により直ちに通報するものとする。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5節 救助・救急及び消火活動

危険物等災害発生時における救助・救急及び消火活動については、風水害等対策編第3章第6節によるほか、以下の対策を講ずる。

1 消火活動（総務課）

消火活動に当たっては危険物等の性状を十分考慮し、消防署の化学消防車等を活用する。町は、消防署に協力し、周辺住民及び消防団等出動人員の安全確保に努める。

2 救助・救急活動（総務課）

警察及び消防署が救出・救助活動等を行うに当たって、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用する。町は、関係

機関に協力し、被災者及び出動人員の安全確保に努める。

【事業所】

- (1) 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

第6節 医療救護活動

危険物等災害発生時における医療救護活動については、風水害等対策編第3章第7節に準ずる。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

危険物等災害発生時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、風水害等対策編第3章第8節に準ずる。

第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物が河川等に大量流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。このため町は、関係機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

1 河川等への流出の場合の対策（総務課）

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

排除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

2 交通規制等の実施（総務課）

危険物等が大量に漏出、流出または飛散した場合には、警察等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

第9節 避難収容活動

避難収容活動については、風水害等対策編第3章第9節によるほか、以下のとおりとする。

1 避難誘導（総務課）

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手順で行う。

(1) 防災行政無線等

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県防災救急ヘリコプター及び警察本部のヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に配慮した伝達を行うことが大切である。

具体的な情報伝達活動については、風水害等対策編第3章第16節に準ずる。